

●藤末健三議員

国民の声の藤末健三でございます。

私は、所得税法につきまして様々な細かい指摘をさせていただきたいと思っております。まず、一つにございますのが、前回の財政金融委員会で御指摘申し上げましたけれど、仮想通貨、そしてトークンに対する課税につきまして聞かせていただきたいと思っております。仮想通貨につきましては、基本的に、投機的なものであれば雑所得ベースで課税する、また、これから企業がICO、インイシャル・コイン・オファリングなどで、事業がまだ確立、走っていないのにトークンでお金を集めた場合には売上計上されるという形で議論が進んでいるわけですが、特にこのICOに関しましては、事業の資金を集め、それから事業を始めるという中で、トークンを出してお金を集めた時点で課税をされますと、そのお金の支払だけでも非常に大きな負担になり、事業を展開する上で大きなマイナスになると思っておりますが、その点につきまして、現状の解釈を財務省に、そしてまた金融庁、経産省共にこの問題をどう考えるかについて御回答ください。お願いします。

●政府参考人（藤井健志）

御説明いたします。

いわゆるインイシャル・コイン・オファリング、ICOとは、トークンと呼ばれる電子的な証券を発行して仮想通貨等の資金調達を行う行為の総称であると承知しております。

それで、ICOによって仮想通貨を得た場合の課税関係については、発行されるトークン、証券の性質が様々であるため一概にお答えすることは困難でございますけれども、例えば、資金調達者がイベント参加権を表象したトークンを販売して、そのトークンの対価としてビットコインなどの仮想通貨を受領した場合には、その受領した財産的価値はトークンを販売した収益として法人税や所得税の課税対象となります。

あるいは、資金調達者が発行するトークンが何の権利も表象しない場合、資金提供者が行うビットコインなどの仮想通貨の拠出は反対給付を伴わない寄附と認識される場合がございます。そうした場合には、その寄附が例えば個人間で行われるときは、その寄附を受けた財産的価値は贈与税の課税対象となります。その寄附が今度は法人間で行われるときは、その寄附を受けた資金調達者は収益として法人税の課税対象となり、寄附をした側の資金提供者、この場合は法人ですけれども、それは寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金となると、こういう取扱いと現行法ではなりません。

●藤末健三議員

じゃ、金融庁と経済産業省にお聞きしたいんですけど、先ほどの財務省は相当踏み込んで回答いただいたんで、今までの見解よりも、これは。連携してやっていただけるかどうかをちょっとお聞かせいただけますか。恐らく、財務省の今の見解をこのまま進めますとICOは機能しなくなると思うんですよ。

それで、本当に金融庁の方が頑張っていたら、クリプトカレンシーの、仮想通貨のこの法的な枠組みというのは世界の中でも進んでいると言われていた中で、恐らくICOも日本でやろうという動きが出ているわけですが、その点につきまして、金融庁、経産省の見解をお聞かせください。お願いします。

●政府参考人（池田唯一）

お答え申し上げます。

ICOのトークンを始めといたしまして、税務上の取扱いについては、最終的には税務当局の所管に関するものであると考えております。また、会計上の処理基準については、民間の基準設定主体として企業会計基準委員会がございまして、そちらの方で策定されるものであると考えております。

同時に、金融庁におきましては、今般、仮想通貨交換業等に関する研究会というものを設置させていただいて、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討することとしてございまして、その中で今御指摘のICOをめぐり問題についても議論いただくことを考えているところでございまして。こうした研究会における議論を踏まえまして、ICOの会計処理や税務処理の問題についても金融庁としても適切に対応していきたいと考えております。

また、ただいま申し上げました研究会には関係省庁にもオブザーバーとして参加いただくことを予定してございまして、御指摘の経産省を含め関係省庁とは適切に連携してまいりたいというふうに考えてございまして。

●政府参考人（木村聡）

お答え申し上げます。

ICOにつきましては、国境を越えたグローバルな資金調達が可能といった利点が指摘されてございまして、民間の調査によりますれば各国において新たな資金調達が行われているものと承知してございまして。その一方で、ICOに便乗した詐欺の事例が報道され、また、マネーロンダリングに使われる懸念も指摘されているものと承知しているところでございまして。こうしたことを踏まえますれば、ICOにつきましては、新たな資金調達手法の普及とICOで発行されるトークンの利用者保護の観点から、その動向を注視することが必要であると考えられます。

経済産業省といたしましては、我が国におけるICOの活用実態及びその可能性につきまして民間事業者のニーズを踏まえることが必要であると考え、情報収集に努めてまいります。その上で、金融庁など関係省庁とも連携し適切に対応してまいりたいと考えているところでございまして。以上でございます。

●藤末健三議員

是非、財務省の税の部隊とも連携をしていただきたいとお願いしたいと思っております。

私は、このICOの議論は何かと申しますと、まさしく規制を緩めればいいという話ではございまして、適正な規制をいち早く世界の中で確立していただきたいと思っております。このICO、今の状況ですと、例えばお金を集めてその事業が実施されなくても、倒産したとしても、その出資者と申しますか、お金を出した人間には何も返ってきませんし、また、情報開示の義務も法的には今はない状況だと私は思っております。実質的にIP

〇とかあとはクラウドファンディングのような形で資金を集めている中において、是非とも金融庁におかれましては、金商法との関係も、金融商品取引法との関係等も含めて議論していただきたいとお願いします。

例えば、昨年でございませうけれど、アメリカのSECにおいては、そのトークンの性質によっては、例えば利益の配分にトークンを使った場合には証券関係の法律の対象にするというような見解も出ておりますので、そういうことも含めて、国際的な位置付けはどうかということを見ていただき、検討をできるだけ急いで進めていただきたいと思います。急いでいただきたいんですね、是非。恐らく、どんどんどんどんICOが外国も含めて進めばまた被害が出て、何だという話でまた規制がするというイタチごっこになると思いますので、是非お願いしたいと思います。